

収 支 報 告 書

令和 6 年分

(ふりがな)
1 政治団体の名称
(ひかなつみやまのりけんこうかい)

比嘉奈津美山梨県後援会

2 主たる事務所の所在地

甲府市大手1-4-1 山梨県歯科医師会館内

3 代表者の氏名

篠原 昭夫

4 会計責任者の氏名

臼井 士高

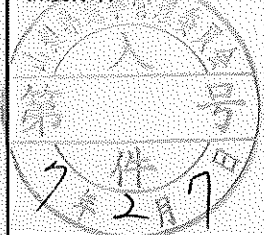
(事務担当者の氏名)

篠原 圭輔

(電話番号)

055-252-6481

(※受付印)



政治団体の区分

☐ 政 党

☐ 政 党 の 支 部

☐ 政 治 資 金 団 体

☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の
規定による政治団体

☒ そ の 他 の 政 治 団 体

☐ そ の 他 の 政 治 団 体 の 支 部

活動区域の区分

☐ 2以上の都道府県の区域等

☒ 山 梨 県 の 区 域 内

資金管理団体の指定の有無

☐ 有

☒ 無

(「有」の場合) ↓

公 職 の 種 類

資金管理団体の

届出をした者の氏名

(※1) 国会議員関係政治団体の区分

☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体

☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名

公 職 の 種 類

(※1) 国会議員関係政治団体のみ記入

(※3) 国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間

令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

(※2) 資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

(※2) 対象年の途中で指定・取消をした場合のみ記入

(※3) 対象年の途中で適用した場合のみ記入

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	十億	百万	千	円
-----		7	370	000
(前年からの繰越額)				0
(本年の収入額)		1	370	000
支 出 総 額				0
翌年への繰越額		1	370	000

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費				
金 額	十億	百万	千	円
-----			7	000
員 数				人
-----				7

(2) 寄 附						
ア 寄附（イを除く。）の区分		金 額				備 考
		十億	百万	千	円	
	(ア) 個人からの寄附				0	
	〔うち特定寄附〕				0	
	(イ) 法人その他の団体からの寄附				0	
	(ウ) 政治団体からの寄附		1	363	000	(その7)へ内訳を記載
小 計	(ア) + (イ) + (ウ)		1	363	000	
	〔寄附のうち寄附のあつせんによるもの〕				0	
イ	政党匿名寄附				0	
合 計	(ア + イ)		1	363	000	

(その7)

(7) 寄附の内訳							寄附者の区分	政治団体からの寄附			
寄附者の氏名（団体に あっては、その名称）	金 額							年月日	住所（団体にあっては、 主たる事務所の所在地）	職業（団体にあって は、代表者の氏名）	備 考
山梨県歯科医師連盟		十億		百万	千	円		R6.10.4	甲府市大手1-4-1	篠原 昭夫	
この頁の小計				1	3	6	3	0	0	0	
その他の寄附										0	
合 計				1	3	6	3	0	0	0	

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資 産 等 の 総 括 表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出資による権利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

(その20)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 2 月 7 日

政治団体の名称

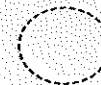
比嘉奈津美山梨県後援会

会計責任者の氏名

臼井 士高



（解散時のみ）
代表者の氏名



※氏名欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。